



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔規 則〕

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則

(国家公安委一三)

○ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則 (原子力規制委七)

〔告 示〕

○ 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示 (原子力規制委五)

○ 原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針の一部を改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する件 (同六)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園平成二十九事業年度財務諸表、独立行政法人農業者年金基金平成二十九事業年度決算等、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第四百三十三条第一項の規定に基づく登録、独立行政法人都市再生機構、弁理士登録、日本弁護士連合会裁決関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

九

元

四
七

規

則

○ 国家公安委員会規則第十三号
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第二百二十二号) 第二十条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月六日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後		改正前													
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関として次のとおり指定する。</p> <table border="1"> <tr> <td>指定試験機関の名称及び住所</td> <td>同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号</td> <td>一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人 G L I J a p a n 東京都江東区青海二丁目四番三十二号</td> <td>一般財団法人 G L I J a p a n 東京都江東区青海二丁目四番三十二号</td> </tr> </table>		指定試験機関の名称及び住所	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人 G L I J a p a n 東京都江東区青海二丁目四番三十二号	一般財団法人 G L I J a p a n 東京都江東区青海二丁目四番三十二号	<p>〔同上〕</p> <table border="1"> <tr> <td>指定試験機関の名称及び住所</td> <td>同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号</td> <td>一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号</td> </tr> <tr> <td>〔項を加える。〕</td> <td></td> </tr> </table>		指定試験機関の名称及び住所	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	〔項を加える。〕	
指定試験機関の名称及び住所	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地														
一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号														
一般財団法人 G L I J a p a n 東京都江東区青海二丁目四番三十二号	一般財団法人 G L I J a p a n 東京都江東区青海二丁目四番三十二号														
指定試験機関の名称及び住所	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地														
一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号														
〔項を加える。〕															

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○原子力規制委員会規則第七号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月六日

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省 経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表

改正後		改正前	
<p>第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>		<p>第七条 令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの</p>	

〔イホ 略〕

〔略〕

〔イホ 同上〕

〔同上〕